



# 島根県報

平成29年9月5日（火）

第2,935号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林の指定施業要件の変更（3件）	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（       "       ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	4

### 【公 告】

特定漁港漁場整備事業計画の公表	（漁港漁場整備課）	5
特定漁港漁場整備事業の一部の廃止の公表	（       "       ）	5
都市計画決定の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	6
都市計画変更の図書の縦覧	（       "       ）	6
都市計画事業の認可	（       "       ）	6

### 【雑 報】

消防設備士試験の実施	（消 防 総 務 課）	7
------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第492号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

浜田市三隅町井野へ1940-3、へ1941-4、上府町イ2355、イ2357-1、イ2358、内田町949、1195から1198まで、1199-1から1199-3まで、1200-3

**2 保安林として指定された目的**

土砂の崩壊の防備

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第493号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

江津市有福温泉町865-1、1154、1154-1

**2 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第494号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町北方森原872-3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第495号

平成29年農林水産省告示第1230号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を美郷町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手
邑智郡美郷町長藤1021-1	後谷 美代子
邑智郡邑南町阿須那2081-1、3303	伊達 照雄
邑智郡邑南町宇都井2059-3	角谷 兼市
邑智郡邑南町宇都井2060	西島 隆義
邑智郡邑南町宇都井2060	西島 幸三郎
邑智郡邑南町日貫1357、3388-5、3388-10	上田 實人
邑智郡邑南町宇都井2060	角谷 春美

## 島根県告示第496号

平成29年農林水産省告示第1231号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を江津市役所及び美郷町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手
江津市桜江町谷住郷3160-1	三原 俊夫
邑智郡美郷町港996-2	橋原 剛二

## 島根県告示第497号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス松江店 島根県松江市東朝日町35

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ユニコン 代表取締役社長 小山 満 島根県松江市東朝日町29番地

## (3) 変更した事項

## ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役社長 山田 良治

(変更後) 代表取締役社長 小山 満

## イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヒマラヤ松江店

(変更後) ダイレックス松江店

## ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所
株式会社ヒマラヤ	取締役社長 小森 裕作	岐阜県岐阜市江添一丁目1-1

(変更1)

名称	代表者	住所
株式会社ヒマラヤ	取締役社長 小森 裕作	岐阜県岐阜市江添一丁目1-1
株式会社エコー	代表取締役 柳楽 聖治	島根県出雲市渡橋町754番地5

(変更2)

名称	代表者	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社エコー	代表取締役 柳楽 聖治	島根県出雲市渡橋町754番地5

## (4) 変更の年月日

(3)ア：平成21年6月12日

(3)ウ（変更1）：平成25年9月1日

(3)イ及び(3)ウ（変更2）：平成29年8月26日

## 2 届出年月日

平成29年 8 月 25 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公

## 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、出雲・石見地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を策定したので公表する。

なお、出雲・石見地区に係る特定漁港漁場整備事業計画は、島根県農林水産部漁港漁場整備課、島根県松江水産事務所及び島根県浜田水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第12項の規定により、島根地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、次のとおり公表する。

平成29年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 廃止の理由

島根地区は島根県の本土側沿海6市で構成され、まき網、底びき網、定置網、刺網、いか釣り、一本釣り、延縄等の漁業が営まれ、これらの漁業は地域の雇用、経済を支える重要な産業となっている。現在の計画は、平成14年度から漁業の生産性の向上を目的とした魚礁の整備と栽培漁業の対象種であるヒラメの資源回復を図るための増殖場の整備を進めてきた。当地区においては、平成29年度から漁業生産の維持、増大を図るため、対象魚種の生活史に対応した魚礁、増殖場及び藻場の整備と現在の整備計画における残計画を含む新計画を策定したことから、本事業の一部を廃止するものである。

2 当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画されていた魚礁28か所のうち23か所と増殖場1か所の整備が完了し、残計画の魚礁5か所については新計画において整備を進めていくこととしている。

3 事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

魚礁の整備により、対象生物の蝟集効果が発揮され、また漁業者による蝟集された魚類を狙った合理的な漁業の実践に資することができた。また、増殖場の整備により栽培漁業の対象種であるヒラメを主体とした幼稚仔魚の保護育成や餌料環境の改善が図られ、海域の生産力の向上や水産資源の維持・増大に資することができた。

#### 4 廃止したことによる影響に関する事項

本事業で廃止した施設については、新たな特定漁港漁場整備事業計画内で引き続き整備を計画していることから、影響はない。

#### 5 今後の課題と対応に関する事項

近年は、メダイ、ウスメバルなどの主要魚種の漁獲量の減少が著しく、本事業において重点的に整備してきた魚礁の整備のみならず、対象魚種の生息環境を積極的に改善し、資源の回復・増大を図る取組が必要である。そのため、出雲・石見地区特定漁港漁場整備事業により対象魚種の生活史に即した魚礁、増殖場及び藻場の整備を実施する。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画

#### 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域

#### 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成29年中国地方整備局告示第75号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成29年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画道路事業3・4・80号飯島線

#### 2 施行者の名称

島根県

#### 3 事務所の所在地

安来市広瀬町 松江県土整備事務所広瀬土木事業所

#### 4 事業地

- (1) 収用の部分 島根県安来市飯島町字藤木地内
- (2) 使用の部分 なし

## 雑

## 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成29年度第2回消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12第1項の規定により公示する。

平成29年9月5日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 田 口 尚 文

#### 1 試験の種類

- 甲種消防設備士試験
- 乙種消防設備士試験

#### 2 試験の日時及び場所

##### (1) 試験の日時

平成29年12月17日（日） 午前の試験 9時00分から（8時30分には集合すること。）  
午後の試験 13時30分から（13時00分には集合すること。）

##### (2) 試験の場所

松江市

#### 3 受験手続

##### (1) 受験願書提出先

###### ア 書面申請

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部（持参又は郵送のこと。）

###### イ 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）

##### (2) 受験願書受付期間

###### ア 書面申請

平成29年10月10日（火）から同月24日（火）まで

（郵送の場合は、10月24日までの消印のあるもの限り受け付ける。）

###### イ 電子申請

平成29年10月7日（土）午前9時から同月21日（土）午後5時まで

（受付期間中、24時間受け付ける。）

##### (3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

#### 4 その他

##### (1) 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び一般社団法人島根県消防設備協会

## (2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

## (3) 問合せ先

〒690-0886 松江市母衣町55 島根県林業会館2階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）